

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

大分国民年金 事案 718

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 10 月ごろ母親の勧めで国民年金に加入して以降、60 歳になるまで付加保険料を含めて保険料の未納が無いように納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 10 月に国民年金に加入して以降、60 歳到達時まで、申立期間を除き、付加保険料を含めて国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間前後について付加保険料を含めて国民年金保険料を納付しており、上記申立人の納付意識の高さを踏まえると、国民年金に加入した直後（3 か月後）である申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人に係る戸籍の附票から、申立人は申立期間中である昭和 53 年 2 月に A 市内で転居していることが確認できるところ、申立人に係る国民年金被保険者名簿、特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳の記載内容から、転居の際に国民年金についても住所変更届がなされたことが推認され、申立人に引き続き納付書が送付されたものと考えられ、上記申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の国民年金保険料についても付加保険料を含めて納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められるとともに、60 年 7 月から平成 2 年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 60 年 7 月から平成 2 年 7 月まで

私は、昭和 51 年 10 月ごろ、夫の母親の勧めで夫とともに国民年金に加入して以降、厚生年金保険との切替手続を適切に行い、国民年金保険料の未納が無いように納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 10 月に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い上、申立人は国民年金と厚生年金保険の切替手続を複数回適正に行っており、申立人の納付意識の高さ及び年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①前後について付加保険料を含めて国民年金保険料を納付しており、国民年金に加入した直後（3 か月後）である申立期間①の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い上、申立人に係る戸籍の附票から、申立人は申立期間中である昭和 53 年 2 月に A 市内で転居していることが確認できるところ、申立人に係る国民年金被保険者名簿、特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳の記載内容から、転居の際に国民年金についても住所変更届がなされたことが推認され、申立人に引き続き納付書が送付されたものと考えられ、上記申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間①の国民年金保険料についても付加保険料を含めて納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、オンライン記録、申立人の所持する国民年金手帳の記載及び上記申立人の年金制度への理解の深さから判断すると、平成2年8月以降に追加処理されたことによる国民年金の被保険者期間ではなく、申立人が申立期間②直前に勤務していた事業所を退職した昭和60年7月以降に国民年金への再加入手続を適正に行ったことによる申立期間②当初からの被保険者期間であることが推認できる。

加えて、申立人は、申立期間②に係る国民年金への再加入手続の経緯、納付方法及び納付場所等について詳細に記憶している上、申立人は、「申立期間②について夫は付加保険料も納付していたが、私は定額保険料のみを納付していた。」と具体的に供述しているところ、オンライン記録によると、申立人の夫は当該期間について付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和52年1月から54年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められるとともに、60年7月から平成2年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 54 年 6 月まで
② 昭和 55 年 12 月

私は、高校卒業と同時に、両親とともに家業の A 職を営んできた。申立期間については、両親が国民年金保険料を納付しており、後継者である私の国民年金保険料についても 20 歳から納付してくれていたはずである。

また、妻も申立期間と重なる昭和 52 年 9 月以降は国民年金保険料を納付している。

申立期間の国民年金保険料が納付となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 56 年 9 月ごろに払い出されたことが推認できるところ、B 市の国民年金被保険者名簿によると、当該払出時点で納付可能な 54 年 7 月以降の国民年金保険料を順次過年度納付していることが確認でき、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、未納の解消に努めていたことが推認され、あえて申立期間②のみを未納のままにしておくことは考え難い。

一方、申立期間①については、「両親が後継者である私の国民年金保険料についても 20 歳から納付してくれていたはずである。」旨を主張しているところ、上記のとおり申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 9 月ごろに払い出されていることが推認でき、この時点では申立期間①は既に時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間

①の国民年金保険料の納付に関与していない上、国民年金保険料を納付していたとする母親は既に死亡しており、申立期間①に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 721

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚を機に、国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付してきた。後年、子供の教育費にお金がかかるようになり、国民年金保険料の納付が遅れたこともあったが、未納のままにはしなかったと思う。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、結婚した昭和 49 年 5 月に国民年金に任意加入してから、61 年 4 月に第 3 号被保険者の資格を取得するまでの間、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「子供の教育費にお金がかかるようになり、国民年金保険料の納付が遅れたこともあったが、未納のままにはしなかったと思う。」旨を主張しているところ、申立期間前の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 60 年 1 月から 3 月までの期間の国民年金保険料を遅れて納付している記録が確認できることから、上記申立人の主張は基本的に信用でき、申立期間の国民年金保険料についても同様に納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の夫は、申立期間の前後を通じて厚生年金保険に加入しており、職業の変更等はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 722

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 46 年 3 月まで

私の国民年金は、母親が加入手続を行い、国民年金保険料も家族の分と一緒に地区の自治会へ納付していた。

同居していた両親や妹は納付済みとなっているのに自分の保険料だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、申立期間当時、申立人と同居し、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、納付済みとなっている上、申立人の妹二人も 20 歳から国民年金保険料を納付済みとなっていることから判断すると、申立人の母親の納付意識の高さ及び国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者記録から、昭和 45 年 1 月 25 日を資格取得日として 46 年 9 月ごろに払い出されていることが推認される。申立人の特殊台帳によると、当該払出時点で過年度納付が可能な 45 年 1 月から同年 7 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の母親の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の国民年金保険料についても納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和22年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年5月11日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月1日から23年5月11日まで

私は、大学を中退して昭和22年9月にA事業所に就職し、23年5月11日に同事業所の事務所の中にあつたB社C事業所に入社するまでの期間において、継続してA事業所のD課に勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の詳細かつ具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び同僚がA事業所のD課において当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた者全員について、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿（右上に「161」の表示がある）について、i) 健康保険整理番号に相当数の欠番が認められること、ii) オンライン記録において厚生年金保険の被保険者記録は確認できるが、同被保険者名簿に被保険者記録の記載が無い者が見受けられること、iii) 厚生年金保険記号番号払出簿において、申立人が勤務を開始したとする昭和22年9月1日を資格取得日としてA事業所の被保険者と推認される者9人が払い出されているが、うち一人分は空欄となっており、同被保険者名簿において、当該8人は同日を資格取得日として連名で記載されている一方、同払出簿において空欄となっている一人分

については健康保険整理番号が欠番になっていることが確認できるところ、申立人及び同僚の詳細かつ具体的な供述などから判断すると、同払出簿及び同被保険者名簿における当該空欄は申立人の記録に相違ないと考えられる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に「23. * . * 焼失」と記載されていることが確認できるところ、E県の資料によれば昭和23年*月*日にE県庁は火災の被害に遭っており、E県の元担当職員は、「E県庁は、昭和23年に火災の被害に遭い焼失した厚生年金保険の被保険者記録の修復作業に当たった。1年くらいかけて修復作業を行ったものの、修復時において既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている事業所もあったことなどから、完全に修復できたか否かは不明である。」旨を供述していることから、同被保険者名簿は書き換えられたものであることがうかがえる。

また、前述の被保険者名簿には、右上に「161」の表示があることが確認できるところ、年金事務所は、「161番より前の表示がある書き換え前の厚生年金保険被保険者名簿は確認することができない。」と回答している。

なお、申立人に係る申立事業所における厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は確認できない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の記入漏れ、厚生年金保険被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、厚生年金保険被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も厚生年金保険被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和22年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年5月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社したと推認される同僚の昭和22年9月におけるA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に

相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

また、申立人のD社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が平成元年7月1日とされ、当該期間のうち、元年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のD社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月1日から同年4月1日まで
② 平成元年6月30日から同年7月1日まで

私は、申立期間①においてはA社C事業所に、申立期間②においては同社の関連会社であるD社に、それぞれ勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及びB社が保管する給与支給明細書により、申立人がA社C事業所及び同社の関連会社であるD社に継続して勤務し（昭和44年4月1日にA社C事業所からD社に異動）、申立期

間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、B社が保管する申立人の昭和44年1月から同年3月までの期間に係る給与支給明細書に記載されている保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、昭和44年4月1日として届け出るべきところ、誤って同年1月1日として届け出たと回答している上、B社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書においても申立人の資格喪失日が同日として提出されていることが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月から同年3月までの保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人のD社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が平成元年7月1日とされ、当該期間のうち、元年6月30日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録及びB社が保管する給与支給明細書により、申立人がD社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（平成元年7月1日にD社からB社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、B社が保管する申立人の平成元年6月分の給与支給明細書に記載されている保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、平成元年7月1日として届け出るべきところ、誤って同年6月30日として届け出たとして、22年4月7日に厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正届を提出している上、B社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書においても、当初、申立人の資格喪失日が元年6月30日として提出されていることが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料についての納入の告

知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月11日から同年9月1日まで

私は、昭和45年8月にA社本社から同社B事業所に異動し、申立期間においても継続して勤務していたにもかかわらず、異動したときの厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が、「昭和45年8月中に異動したと思う。」と供述しているところ、A社本社及び同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同様に同社本社に係る厚生年金保険被保険者の資格を昭和45年8月11日に喪失し、同社B事業所に係る被保険者資格を同年9月1日に取得したことが確認できる同僚二人は、「昭和45年8月に異動した。」「転勤に当たり、お盆に係る休暇をB事業所のあるC県で過ごし、そのままA社B事業所で勤務してほしいと言われた。」旨をそれぞれ供述している上、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人について、健康保険被保険者証を返納したことを示唆する「証返納 45. 8. 20」と記載されていることが確認できることから判断すると、申立人の同社本社か

ら同社B事業所への異動日は同年8月11日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和45年9月1日のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所番号等索引簿において、A社は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、A社）における資格取得日に係る記録を昭和50年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和50年4月1日にA社に採用されてから平成21年6月30日に退職するまでの期間において、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された人事記録及び在籍期間証明書並びに申立人が保管する給与支給明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和50年5月31日にA社C事業所から同社B事業所へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和50年6月20日支給の給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年5月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月22日から同年9月21日まで

私は、昭和27年3月にB社に入社し、62年3月に退社するまでの期間において継続して勤務した。

しかしながら、社会保険庁(当時)の厚生年金保険の被保険者記録を見ると、昭和35年5月22日から同年9月21日までの記録が抜けている。

申立期間は、A社に出向していた時期であり、退職していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がB社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し(昭和35年5月にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和35年9月の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が
無いことから、行ったとは認められない。

大分厚生年金 事案 657

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月30日から同年7月1日まで

私は、平成19年6月末までA社に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年6月30日と記録されていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書、雇用保険の被保険者記録及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成19年5月のオンライン記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日について、社会保険事務所（当時）に対し誤った日付で提出したことを認めているところ、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、申立人の資格喪失日は平成19年6月30日として届出されていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月19日

私は、平成19年7月19日にA社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年7月19日支払の賞与控除一覧表から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月19日

私は、平成19年7月19日にA社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年7月19日支払の賞与控除一覧表から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 660

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月19日

私は、平成19年7月19日にA社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年7月19日支払の賞与控除一覧表から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 661

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月19日

私は、平成19年7月19日にA社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年7月19日支払の賞与控除一覧表から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 662

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月19日

私は、平成19年7月19日にA社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年7月19日支払の賞与控除一覧表から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月19日

私は、平成19年7月19日にA社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年7月19日支払の賞与控除一覧表から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 664

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月19日

私は、平成19年7月19日にA社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年7月19日支払の賞与控除一覧表から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月19日

私は、平成19年7月19日にA社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年7月19日支払の賞与控除一覧表から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月19日

私は、平成19年7月19日にA社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年7月19日支払の賞与控除一覧表から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 667

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月19日

私は、平成19年7月19日にA社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年7月19日支払の賞与控除一覧表から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月19日

私は、平成19年7月19日にA社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年7月19日支払の賞与控除一覧表から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月19日

私は、平成19年7月19日にA社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年7月19日支払の賞与控除一覧表から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月19日

私は、平成19年7月19日にA社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年7月19日支払の賞与控除一覧表から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月 1 日から 53 年 1 月 5 日まで
② 昭和 53 年 1 月 5 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 9 月ごろに、新聞広告において A 社（現在は、B 社）が従業員を募集していたため、応募し、C 職として採用された。昭和 53 年 10 月までの約 2 年間に於いて勤務したが、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。新聞広告には「社会保険完備」と明記されていたため、応募したことを記憶しているため、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、試用期間の 3 か月を経過した後は月給 6 万円を支給する旨の契約で A 社に勤務し、実際に支給されていた給与額も 6 万円であったと記憶しているのに、年金事務所の記録では 4 万 8,000 円の標準報酬月額となっているので、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 勤務内容に係る申立人の具体的な供述、同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、申立期間①について、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「当時の資料は無いものの、当社では試用期間の制度があった。」と回答している上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「私は、入社した時期から数か月の間、厚生年金保険の

被保険者記録が無い。当該期間は、見習いだった期間かもしれない。」「入社してすぐには厚生年金保険に加入していないと思う。」旨それぞれ供述しているところ、当該同僚について、同被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、それぞれが供述する入社時期と一致していないことから判断すると、当時、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、B社は、「雇用保険被保険者資格の取得時期に比べて、厚生年金保険被保険者資格の取得時期は数年間において遅れることがあった。雇用保険被保険者の資格を取得していても、厚生年金保険被保険者の資格を取得していない期間については、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答しているところ、雇用保険の被保険者記録及び前述の被保険者原票により、複数の同僚について、雇用保険被保険者資格の取得時期が厚生年金保険被保険者資格の取得時期と一致していないことが確認できることから判断すると、当時、事業主は、従業員について、必ずしも雇用保険の加入と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況もうかがえる。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間①を含む昭和51年4月から52年12月までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、B社は、「当時の賃金台帳等の資料が無いため、詳細は不明だが、社会保険事務所（当時）に届け出たとおりの報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと思う。」旨回答しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる女性の同僚8人の資格取得時の標準報酬月額が4万8,000円であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚と比較して低額となっている事情は見受けられない。

また、前述の被保険者原票及びオンライン記録において、申立人及び前述の同僚の標準報酬月額について、さかのぼって訂正が行われたなど不自然な形跡は認められない。

さらに、申立人は給与明細書等を、申立事業所は前述のとおり賃金台帳等を保管していないことから、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除額等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 25 日から 40 年 2 月 24 日まで
ねんきん特別便で確認したところ、私が A 事業所において B 職として勤務した昭和 39 年 8 月 25 日から 40 年 2 月 24 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の関連事業所である C 事業所による「B 職の在職証明書について」において、申立人の任用期間が「昭和 39 年 8 月 25 日から昭和 40 年 2 月 24 日まで」、勤務所属が「A 事業所」とされていることから判断すると、申立人が、申立期間において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和 33 年 9 月 1 日から 36 年 6 月 16 日までの期間及び 41 年 9 月 1 日から 60 年 7 月 1 日までの期間であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、C 事業所が保管する B 職員名簿において、申立人と同じく申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなかった時期に C 事業所の B 職として申立事業所に勤務していたことが確認できる同僚は、「A 事業所では、高等学校を卒業してすぐに短期のアルバイトとして勤務したが、社会保険や厚生年金保険は当然加入していないと思っていた。」旨供述しているところ、当該同僚についても、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない上、オンライン記録においても当該同僚に係る申立事業所の厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

さらに、C 事業所が保管する B 職員名簿に記載されている他の職員（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）についても、申立期間を含む申立事業所が厚

生年金保険の適用事業所に該当していなかった期間において、前述の被保険者名簿及び被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、オンライン記録においても当該同僚らに係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

加えて、申立事業所は、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料の控除等について確認できる関連資料等を保存しておらず、申立人においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月ごろから 52 年 5 月ごろまで

私は、A社の孫請けのB社で、私の弟と一緒にC職として勤務した。D社、E社、F社等の工事現場にもB社の技術員として出向いて勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、一緒に勤務したとする申立人の弟の供述及び申立人の所持するC職員証明書から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、B社においてC職として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿等において、B社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、商業登記簿においても該当する事業所は見当たらない。

また、当時の事業主及び一緒に勤務したとする申立人の弟について、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない上、当該弟は、「B社は、A社の孫請けの事業所だったので、厚生年金保険には加入していないと思う。私は当時、国民年金保険料を納付している。」旨供述しているところ、オンライン記録から、当該弟は昭和 45 年 1 月から 52 年 5 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人においても、申立期間のうち 49 年 1 月から 52 年 5 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を得ることはできない。

加えて、申立人は給与明細書等の資料も所持しておらず、このほか、申立人

の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が業務に従事したとするD社、E社、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人及び申立人の弟の氏名は確認できない上、申立人がA社の下請けでありB社の元請けであったと供述し、申立人が所持するC職員証明書に記載されたG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人及び申立人の弟の氏名は確認できない。

大分厚生年金 事案 671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、平成 10 年 4 月 1 日から A 社に勤務したが、ねんきん定期便を見たところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から社会保険事務を委託されている社会保険労務士が保管する労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、前述の社会保険労務士が保管する社会保険事務所（当時）発行の適用通知書及びオンライン記録により、A 社は平成 10 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、前述の社会保険労務士が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及標準報酬決定通知書」において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった平成 10 年 5 月 1 日に、被保険者二人（事業主及び申立人）が厚生年金保険被保険者の資格を取得する旨届け出られていることが確認できる。

さらに、前述の事業主は、「厚生年金保険については、平成 10 年 4 月に手続を行い、同年 5 月から加入するようになったと思う。申立期間について、私は国民年金保険料を納付している。」旨供述しているところ、オンライン記録において、同事業主は、申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、前述の社会保険労務士は、「申立期間当時の賃金台帳は既に廃棄し

ているが、A社は、平成10年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所ではなかったため、保険料は控除していないと思う。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。